

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

1. 国家戦略特別区域法改正 (1) スーパーシティ関係

制度の趣旨

- ① 「スーパーシティ」とは、AIやビッグデータなど、第四次産業革命における最先端の技術を活用し、未来の暮らしを先行実現する「まるごと未来都市」。
- ② 個別分野ごとの技術の実証実験ではなく、キャッシュレス化、行政手続ワンストップ化、遠隔教育・医療、自動走行など、複数分野にわたるスマート化の取組を同時に暮らしに実装し、社会的課題の解決を図る生活実装実験。
- ③ その実現には、複数の先端的サービス間でデータを収集・整理し提供するデータ連携基盤(都市OS)の確立が必要。諸外国では、その整備が急速に進んでいるが、我が国では、実践の場に乏しく、実態・政策の両面から遅れをとりつつある。
- ④ また、複数の先端的サービスの実現に必要なとなる規制改革を同時・一括・迅速に進める仕組みを整備し、事業実現に関わる予見可能性を向上させることで、有望な提案を国内から引き出し、先端的投資の海外流出を防ぐことが必須の課題。

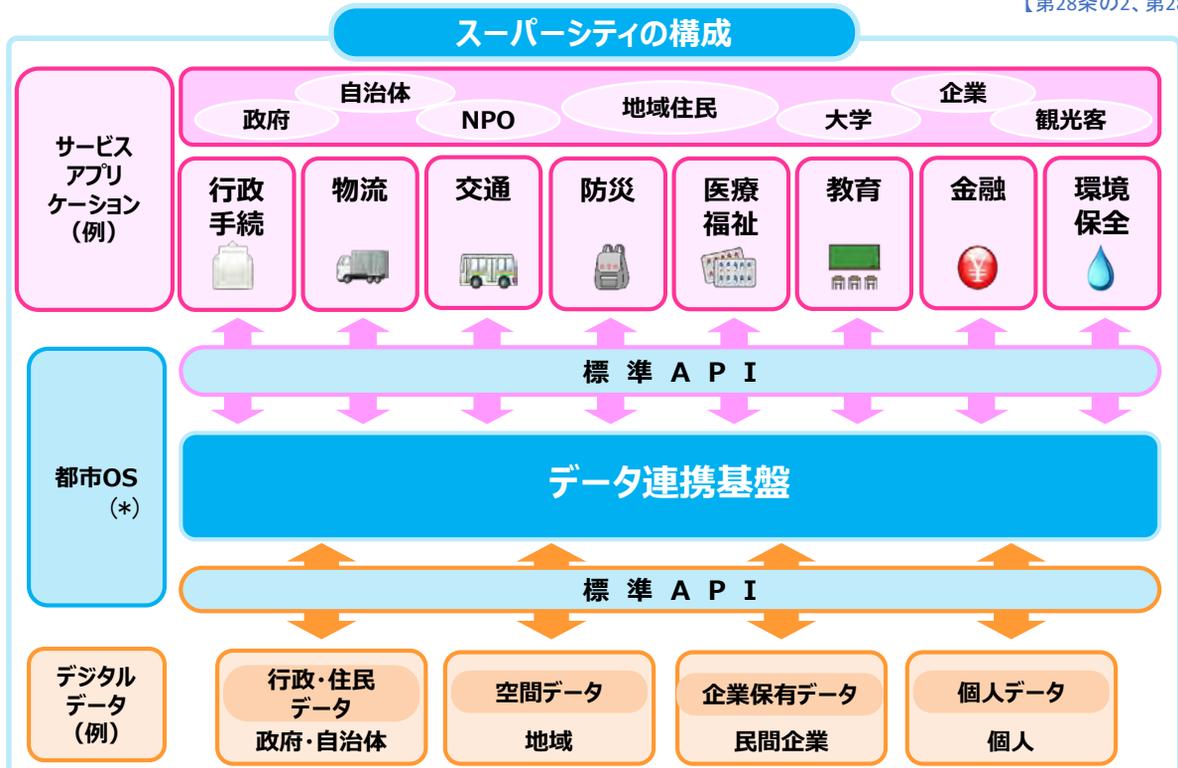
改正案の概要

(1) データ連携基盤の整備促進

【第2条第2項第3号】

- 複数の主体からデータを収集・整理し、AIやビッグデータを積極的に活用した先端的なサービスの開発・実現を支えるデータ連携基盤の整備事業を法定化。国が定めた安全基準等を守ることを前提に、同事業の実施主体が国、自治体等に対し、その保有するデータの提供を求めることができることとする。

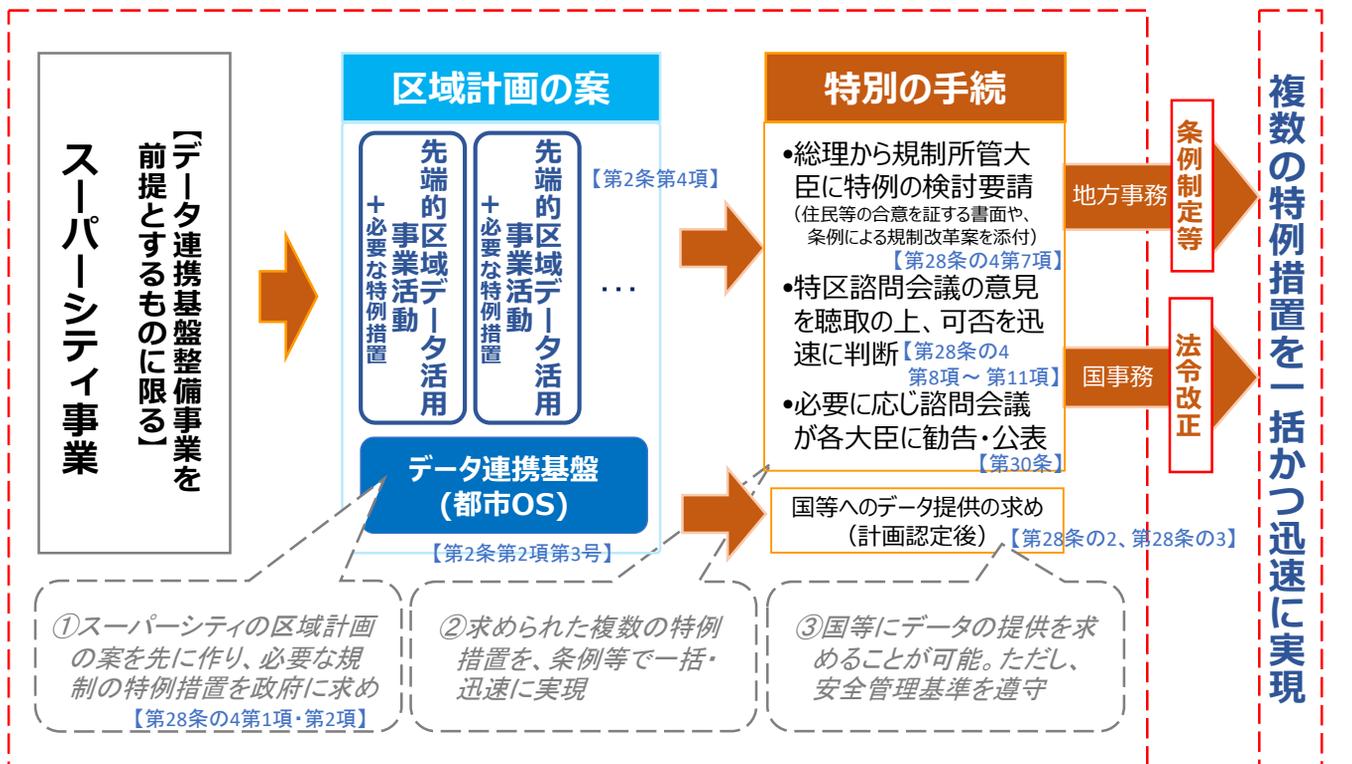
【第28条の2、第28条の3】



(2) データ連携基盤を活用した複数の先端的なサービスの同時実現

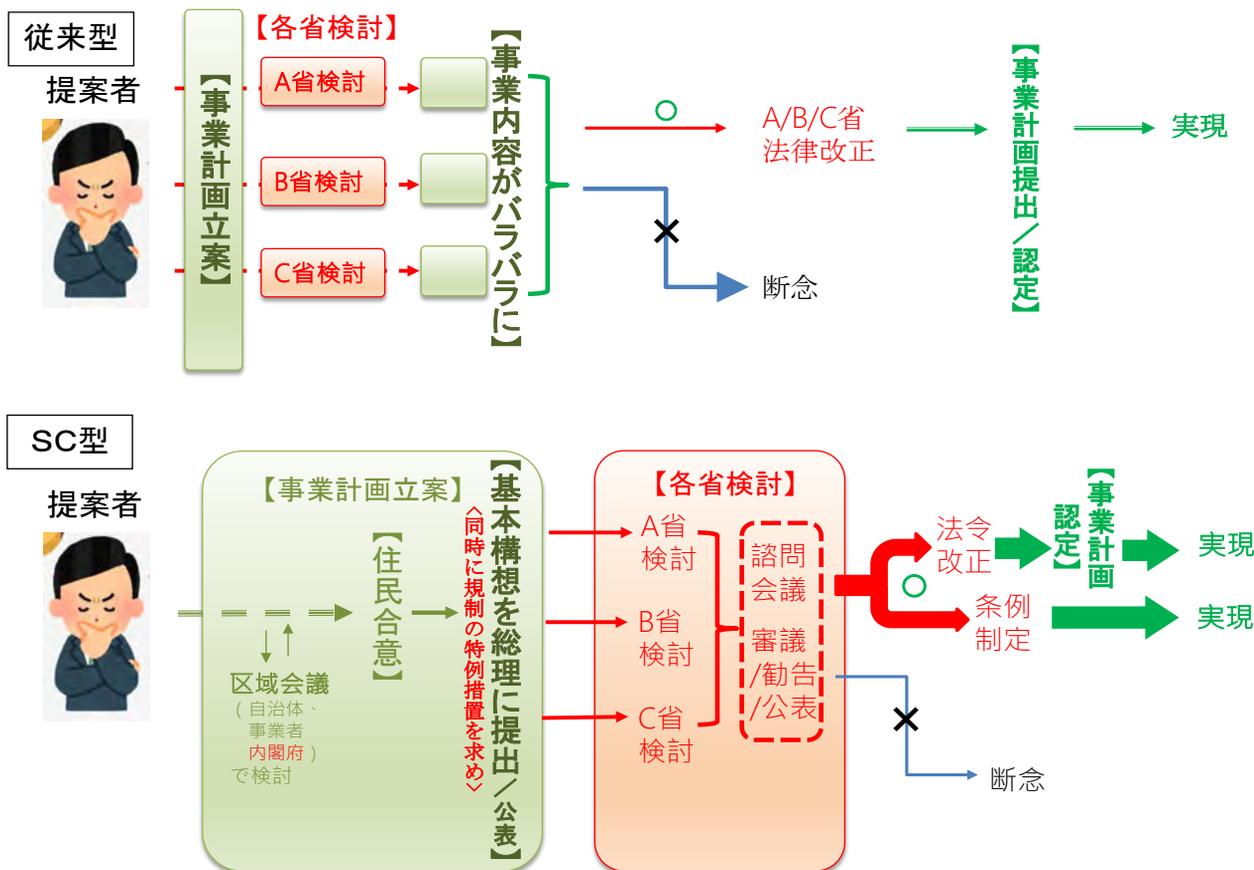
- スーパーシティを支える様々な先端的サービス事業と、その実現に不可欠となる複数分野の規制改革を、同時かつ一体的に実現することができるよう、以下の特別な手続を整備する。
 - スーパーシティの事業計画を、住民その他の利害関係者の意向を踏まえつつ、案の段階で、必要な規制の特例措置の求めとともに、内閣総理大臣に提出する※ことができ、その内容は、各省調整に先立ち区域計画案として公表される。
※省令で定めるところにより、住民その他の利害関係者の合意を証する書面や、必要に応じ条例による規制改革の案等を添付。【第28条の4第1項・第2項】
 - 内閣総理大臣は、各規制所管大臣に対し、特例措置の検討を要請。各規制所管大臣は、その可否について、必ず国家戦略特区諮問会議の意見を聴いた上で、遅滞なく通知・公表する。
【第28条の4第7項～第11項】
 - 諮問会議は、必要に応じ、規制所管大臣に勧告を行うことができ、その内容は公表される。
【第30条】

スーパーシティ実現までの流れ



(1) 事業計画の同時・一体・包括的実現

- 従来型では、事業計画案の検討中に各省調整を行い、その段階で多くの事業が断念、若しくは、個別に内容の修正を受け、案もバラバラに。
- SC(スーパーシティ)型では、内閣府も加わり、実現すべき複数の規制改革を含む事業内容全体を一体的に検討。その案を、各省調整の前段階で公表することにより、各省の検討が同時・一体・包括的に進むよう後押し。



(2) データ駆動型社会の先駆例となるような良質なデータの集積を加速

- 「データ連携基盤整備事業」を新たに法律上位置づけることにより、諸外国で急速に進む「都市OS」の整備を、我が国でも促進。API(*1)のオープン化を求めつつ、データ駆動型社会の先駆例となるような良質なデータの集積を加速。データ提供の求めに関する規定が、さらにその動きを強化(*2)。

(*1) API: アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略称。複数のサービス間で、相互にシステムへと接続する際の、データやプログラムをやり取りするためのルール。API が公開されていれば、技術革新等によりシステムがバージョンアップしても、複数サービス間の相互接続自体は常に可能。

(*2) 例えば、交通状況のリアルタイムデータや、医療・福祉に関するマスタデータなどは、事業者にメリット大。

(3) AI、ビックデータを活用した社会的課題の解決

- 高齢者の通院対策、総合的な地域包括ケアの実現、多文化共生社会の実現など、様々な社会的課題の解決に、データ連携基盤を介して、AIやビックデータを活用した最先端技術を実装。

1. 国家戦略特別区域法改正

(2) 地域限定型 規制のサンドボックス制度の創設

制度の趣旨・概要

※第196回(H30)国会提出法案に盛り込まれていたもの

○自動車の自動運転、無人航空機(ドローン)、これらに関連する電波利用などの、高度で革新的な近未来技術に関連する過去に類例のない実証実験を、特区内に地域限定型のサンドボックスを設け、より迅速・円滑に実現できるようにする。

○監視・評価体制を設けて事後チェックを強化し、その代わりに、事前規制は最小化する。

特例措置

区域計画が認定された場合、以下の各法の許可等があったものとみなす。

○自動運転に係る特例(道路運送車両法・道路交通法の特例)

【第25条の3】

・保安基準の一部を適用しない

・道路使用許可があったものとみなす

【第25条の4】

○無人航空機に係る特例(航空法の特例)

・飛行空域の許可・飛行方法の承認があったものとみなす

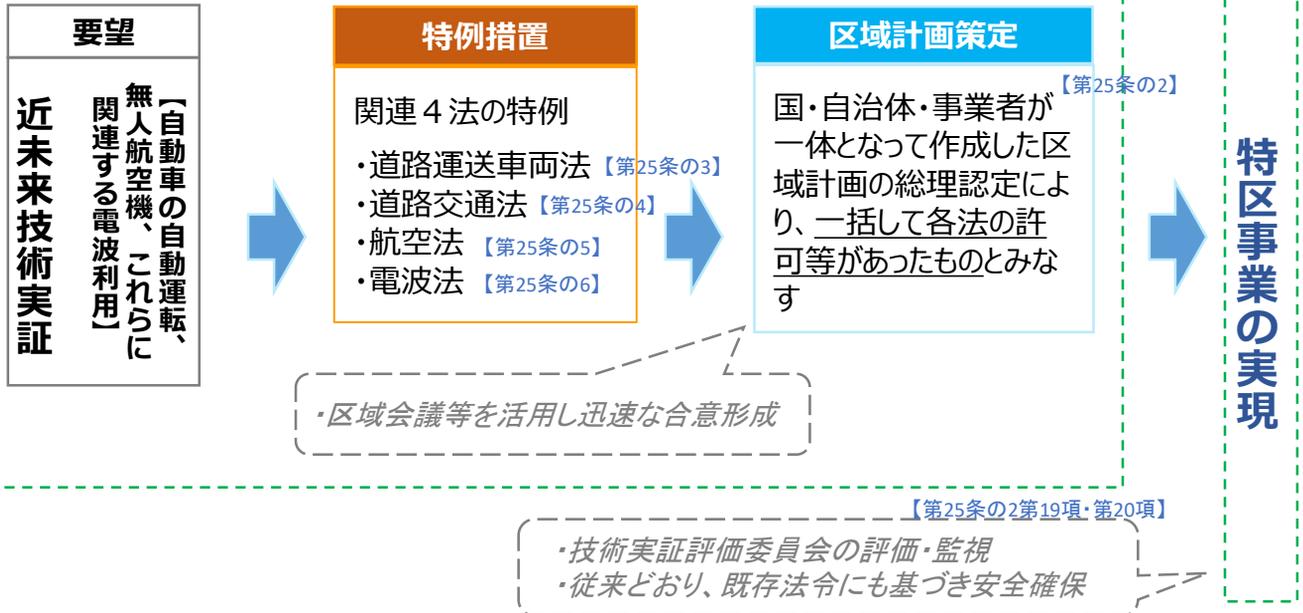
【第25条の5】

○電波利用に係る特例(電波法の特例)

・実験等無線局として無線局の免許を速やかに与える

【第25条の6】

近未来技術実証までの流れ



※規制のサンドボックス制度とは:

○イノベーション促進のために、一時的に規制の適用を停止するなど、新たなビジネスの実験場の仕組みとしてイギリスなどで始められた「規制の砂場(Regulatory Sandbox)」をいう。

○これを参考に、特区においても、監視・評価などの事後チェックルールを整備し、近未来技術実証に関する事前規制・手続きを見直すことで、迅速・円滑に実証実験を実現する仕組みを設けようとするもの。

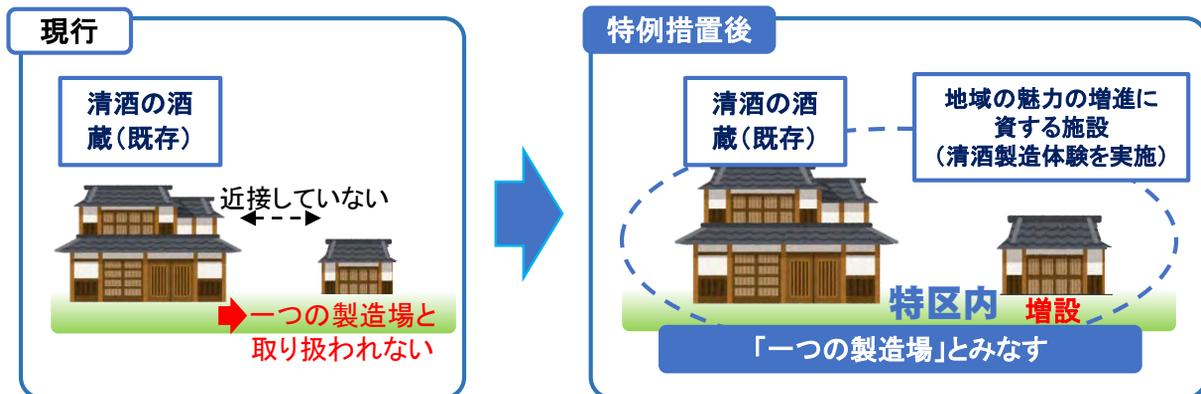
2. 構造改革特別区域法改正

(1) 清酒の製造体験のための酒税法の特例

【第27条】

○清酒の製造免許を保有する者が、地域の活性化を図ることを目的として、構造改革特別区域内において清酒の製造体験を実施しようとする場合における酒税法の特例措置を講ずる。

○清酒は地域の経済や文化の発展の一端を担っていることから、清酒の製造体験の実施を通じて地域のブランド価値の更なる増進、人の交流・賑わいの確保による地域活性化を進める。



特例措置

清酒の製造免許を受けている者が、地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、当該施設内に設ける一定の製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす措置を講ずる。

(2) 地方公共団体による土地区画整理事業の施行の特例

【第32条】

○周辺地域の市街化の進展等が特に著しく、建築物の建築等に対する需要が急激に増大している等の一定の市街化調整区域について、宅地、農地等の土地利用の整序と基盤整備を地方公共団体施行の土地区画整理事業により円滑かつ迅速に行えるよう、都市計画法の特例措置を講ずる。

現行

土地区画整理事業に関する都市計画は、その基準を定める都市計画法において、市街化区域(計画的に市街化を図る区域)内の区域について定めるものとされている。

➡市街化調整区域のままだでは、地方公共団体は土地区画整理事業を施行できない

特例措置後

一定の市街化調整区域内において、地方公共団体施行の土地区画整理事業を可能に



特例措置

地方公共団体による一定の市街化調整区域における土地区画整理事業の施行が可能となるよう、都市計画法の特例措置を講ずる。